号外（第七十三号）

官報

告示

◎外務省告示第三十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第二條第一項に基き日本国がアメリカ合衆国に対して提供する施設及び区域に関して昭和二十七年七月二十六日両政府間に次の協定が署名され、同日効力を生じた。

昭和二十七年七月二十六日

外務大臣　岡崎　勝男

行政協定に基く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

合同委員会における日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、各自の政府に代つて次のとおり協定した。

一　千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第二條第一項に基き日本国がアメリカ合衆国に対して提供する施設及び区域は、附表のとおりとする。但し、附表中備考欄に「保留」と明記されているものを除く。

二　附表中備考欄に「保留」と明記した施設又は区域は、千九百五十二年二月二十八日東京で日本国国務大臣岡崎勝男氏と合衆国大統領特別代表ディーン・ラスク氏との間に交換された公文に基いて合衆国が使用の継続を許される施設又は区域であることを確認し、これらの施設又は区域については、引き続き両国間に交渉が継続されるものとする。

三　この協定の附表は、合同委員会を通じて変更することができる。

四　この協定に添付する二の覚書は、この協定の一部をなすものとする。

千九百五十二年七月二十六日に、東京で日本語及び英語によつて作成した。

日本国政府の代表者

伊関佑二郎

アメリカ合衆国政府の代表者

ローリンス・エル・ウイリアムズ

添付された覚書A

この協定は、この協定の附表により日本国がアメリカ合衆国に対して提供することに定められた施設及び区域が国際連合軍の支持のために使用される場合における経費の負担等に関する交渉に対し何らの影響を与えるものでない。

添付された覚書B

行政協定第二條第一項の「当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物」に属するものとして取り扱われるものの範囲は、合同委員会において協定する。

◎外務省告示第三十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第二條により在日合衆国軍に提供する施設及び区域を左の通り決定した。

昭和二十七年七月二十六日

外務大臣　岡崎　勝男

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第二條により在日合衆国軍に提供する施設及び区域

(一)

番号	在日合衆国軍施設名	所在地名	備考
	一般施設		
	無期限使用の部		
	北海道		
一〇〇一	キャンプ・グロフォード	札幌郡豊平町字真駒内	旧JPNR二五三、北九、三十九、三七、三一八三
一〇〇二	キャンプ・チトセ	千歳郡千歳町字柏梅	旧JPNR五〇〇二、五〇一八、五〇二五（飛行場を含む。）
一〇〇三	北海道演習場	札幌郡、千歳郡	旧JPNR三一一三、四二〇〇、四二二四、四二二六、四五三二（新要求千歳射撃場を含む。）
一〇〇四	第一六一病院	札幌市北一條西六丁目	旧JPNR四五二九
一〇〇五	苗穂倉庫及び隣接地区	〃苗穂町	旧JPNR三一五六の2
一〇〇六	北海道庁倉庫	〃北二條西六丁目	旧JPNR四五二九、第十六号、第十七号、第十八号及び第四十二号隣接道路及び引込線
一〇〇九	月寒小銃射撃場	札幌郡豊平町字月寒	旧JPNR三〇二四
一〇一〇	八雲補助飛行場	八雲郡八雲町大字八雲村	旧JPNR四五七一
一〇一九	厚別弾薬庫	札幌郡白石村厚別	旧JPNR四五三〇
一〇二〇	室蘭貯油タンク地区	室蘭市本輪西町	旧JPNR五〇一四
一〇二九	雅内滑走路	宗谷郡雅内	現在使用中
一〇三〇	門別高射砲射撃場並びに連絡飛行場	沙流郡門別村	旧JPNR五〇一六、五〇一七
一〇三一	石狩花畔演習場	札幌郡	新要求
一〇三二	沼端演習場	勇払郡	〃
一〇三三	勇払演習場	〃	〃保留
	青森県		
二〇〇一	三沢飛行場	上北郡大三沢町大字三沢	旧JPNR二八、一〇三五、三七〇八
二〇〇二	高射砲練習地	〃	〃
二〇〇四	キャンプ・ハウゲン	八戸市高館及び三戸郡市川村	旧JPNR四五九五
二〇〇六	八戸DM送油施設 八戸・三沢間送油管	八戸市、三戸郡市川村、上北郡百石町、大三沢町	旧JPNR二四六六、旧JPNR二四六七　保留
二〇一〇	青森住宅地区	青森市造道、浪打	旧JPNR二四〇七 合浦公園の一部
二〇一一	関根演習場	下北郡東通村及び田名部町	旧JPNR四一八〇、四三三三
二〇一二	天ヶ森爆撃場	上北郡六三沢町天ヶ森	旧JPNR四一四四
二〇一三	大湊海軍施設	下北郡大湊町	旧JPNR四二八二　保留
	山形県		
二〇一五	キャンプ・ヤンゲン	北村山郡東根町、神町	旧JPNR五一七、三三三〇、四三二七
二〇四二	小銃射撃場	〃東根町太森山	旧JPNR四〇二八
二〇一七	大高根射撃場	〃大高根村、戸沢村、西郷村、富本村、西村山郡白岩町、北村山郡楽根町大字神町字若木、山口村大字道満字藤塚	旧JPNR二七六八、四一四三　保留
二〇一八	神町練兵場	〃	旧JPNR五一〇七
	宮城県		
二〇一九	キャンプ仙台	仙台市川内地区	旧JPNR四四二五、三〇九五
二〇二〇	キャンプ・ムサシ	〃樽ヶ岳	旧JPNR四四二六

(ニ) 北緯三三度五八分、東経一三七度〇〇分

(ヘ) 演習時間

月曜、火曜、水曜、午前七時から午後五時まで

四、九州空戦訓練区域（空中戦）

(イ) 区域（次の四点を結ぶ線で囲まれる区域）

(イ) 北緯三四度五一分〇〇秒、東経一三〇度三五分一五秒

(ロ) 北緯三四度四三分二〇秒、東経一三〇度五二分一〇秒

(ハ) 北緯三四度〇八分四〇秒、東経一三〇度二九分一〇秒

(ニ) 北緯三四度一六分四五秒、東経一三〇度一二分四五秒

(ヘ) 演習時間

月曜から金曜の間午前七時から午後五時まで

五、芦屋対地訓練区域（対地射爆撃）

(イ) 区域

海上危険区域は、東界は、北緯三三度五二分四五秒、東経一三〇度三八分〇〇秒の海岸上の点から真方位三六〇度に引いた線、西界は北緯三三度五二分三六秒東経一三〇度三六分一二秒の海岸上の点から真方位三一〇度に引いた線、北界は北緯三三度五二分四〇秒東経一三〇度三七分一五秒の点を中心とする半径五マイルの弧、南界は海岸上の二点間の海岸線のそれぞれをもつて囲まれる区域

(ヘ) 演習時間

月曜から金曜の間午前七時から午後五時まで

六、米子空戦訓練区域（空中線）

(イ) 区域（次の四点を結ぶ線で囲まれる区域）

第一号区域

(イ) 北緯三五度五九分〇六秒、東経一三三度三三分二四秒

(ロ) 北緯三六度〇二分三六秒、東経一三四度一五分五四秒

(ハ) 北緯三五度四九分三六秒、東経一三四度一七分四八秒

(ニ) 北緯三五度四六分〇六秒、東経一三三度三五分一八秒

第二号区域

(イ) 北緯三五度四四分四八秒、東経一三二度〇八分四八秒

(ロ) 北緯三五度三六分三〇秒、東経一三二度二一分〇六秒

(ハ) 北緯三五度〇九分三六秒、東経一三一度五四分一八秒

(ニ) 北緯三五度一七分五四秒、東経一三一度四二分〇〇秒

(ヘ) 演習時間

月曜から木曜の間午前七時から午後五時まで

註　第一号区域は八月から一月まで使用。第二号区域は二月から七月まで使用

七、佐渡島空戦訓練区域（空中戦）

(イ) 区域（次の四点を結ぶ線で囲まれる区域）

(イ) 北緯三九度一六分、東経一三八度五八分

(ロ) 北緯三九度一一分、東経一三九度二〇分

(ハ) 北緯三八度三五分、東経一三八度四〇分

(ニ) 北緯三八度三〇分、東経一三九度〇二分

(ヘ) 演習時間

月曜から金曜の間午前七時から午後五時まで

八、島島爆撃訓練区域

(イ) 区域

北緯三二度一五分、東経一二八度〇六分の点を中心とする直径一二マイルの円内

(ヘ) 演習時間

月曜から金曜の間午前七時から午後五時まで

九、竹島爆撃訓練区域

(イ) 区域

北緯三七度一五分、東経一三一度五二分の点を中心とする直径一〇マイルの円内

(ヘ) 演習時間

毎日二十四時間

十、北部本州空戦訓練区域（空中戦）

(イ) 区域（次の四点を結ぶ線で囲まれる区域）

(イ) 北緯四〇度四二分〇〇秒、東経一四一度五七分〇〇秒

(ロ) 北緯四〇度四八分〇〇秒、東経一四二度一九分〇〇秒

(ハ) 北緯四〇度〇六分三〇秒、東経一四二度一四分〇〇秒

(ニ) 北緯四〇度一二分〇〇秒、東経一四二度三五分一五秒

(ヘ) 演習時間

毎日午前七時から午後八時まで

十一、三沢対地訓練区域（対地射爆撃）

(イ) 区域

陸上区域は北緯四〇度五一分五九秒東経一四一度二三分一五秒の点を中心とする半径一マイルの半円。海上区域は、北界は陸上区域の北端から真方位五八度に引いた線、南界は陸上区域の南端から真方位一〇八度に引いた線、東界は冒頭地点を中心とする半径五マイルの弧のそれぞれをもつて囲まれる区域

(ヘ) 演習時間

毎日午前七時から午後八時まで

十二、水戸対地訓練区域（対地射爆撃）

(イ) 海上危険区域は北緯三六度二三分二一秒東経一四〇度三五分一五秒の点を中心とし、半径七マイル、真方位二〇度から九〇度に至る扇形区域

陸上区域は不整形、中心点より約三マイルの範囲内

(ヘ) 演習時間

毎日午前七時から午後八時まで

備考　これら訓練区域が使用されていない時には漁業および航海に制限はない。日本漁業および航海者がこれ等区域を最大限に利用することができるようにするため、担当空軍指揮官は現地水産および航海関係者代表と緊密な連絡を保つものとする。区域が或期間使用されない場合、空軍連絡将校は水産および航海関係者代表にこの旨通報を行う責任を有する。

陸軍訓練区域

陸軍が演習に使用する海上区域については後日告示する。

◎住宅施設

一、北海道

所在地名	所有者	旧JPNR番号
函館市会所町	小島哲次郎	三三七
〃 苅川町	松岡　陸三	三五六
〃 青柳町	蕎浦時恵子	三五七
〃 曙町	岡本康太郎	三五八
〃 豊川町	函館水産販売株式会社	二九六一
札幌市南八條西八丁	北海道拓殖銀行	三〇一九
〃 北二條東三丁目	三井不動産株式会社	三一五〇

二、宮城県

仙台市北二番町五五	日本銀行	三四一二
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃